

《 院外処方疑義照会・確認の簡素化に関する合意 》

国立病院機構広島西医療センターは大竹市薬剤師会の会員施設が行う院外処方せんに係る処方医師への疑義照会・確認において、患者の待ち時間短縮や処方医師の負担軽減の観点から本合意書に記載する内容においては、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、処方医師への直接確認を不要とし、FAX連絡のみで変更対応を可能とする疑義照会・確認の簡素化について合意する。但し、必要に応じた直接の疑義照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

言記

1. 医師への疑義照会・確認を FAX 連絡のみに簡素化できる項目

- ① 併売等で成分名・剤型が同一の場合の銘柄変更（先発品から先発品への変更については目的とする成分・剤型の後発品がない薬剤のみを対象）
- ② 内服薬剤の同一銘柄での「剤型」の変更（先発品から先発品への変更については目的とする剤型の後発品がない薬剤のみを対象）
- ③ 内服薬剤の同一銘柄での「規格」の変更（先発品から先発品への変更については目的とする規格の後発品がない薬剤のみを対象）
- ④ 外用薬について総量が変わらない範囲かつ患者の支払い負担が増えない包装規格変更
- ⑤ ビスホスホネート製剤等の週 1 回あるいは月 1 回服用の製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方された場合の処方過誤日数の適正化また、ビスホスホネート製剤の用法が朝食後等、明らかに違う場合の用法を「起床時」に変更
- ⑥ 「1 日おきに服用」等と処方された薬剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ⑦ 前回、直接電話連絡の疑義照会で処方修正となった内容が今回の処方に反映されていない状況且つ、患者が医師から処方変更説明を受けていなかった場合の前回と同内容の変更
- ⑧ 排便の調節を行う頓服薬（成分がセンノサイドまたはピコスルファートに限る）の残薬調整
 - ・ 頓服回数を減らす又は削除が許容される内容：残薬が多く不要な薬剤の調節
 - ・ 追加が許容される内容：前回までの「疑義照会・確認の簡素化で排便調節の頓服薬について回数の削減対応」した場合に発生する Do 処方の不足分を変更前の内容を上限として追加する対応

2. 麻薬については、この合意の適用外とする

3. 本運用を適用する際は、患者が不利益を被らないように、調剤薬局において患者ごとに十分説明（服用方法や支払い額の変更などを含めて説明）の上、同意を得てから行うこと
4. 調剤薬局は変更後の薬剤について、治療目的の保険適応について十分に確認を行い、変更理由については調剤録等に記載を行うこと
5. 変更を行った内容については所定の様式を用い、すみやかに処方医師に FAX 連絡を行うこと
6. 処方箋に「変更不可」等の記載（後発品への変更不可も含む）があった場合はこの合意書に従った変更は不可とする

7. 薬剤師会は本合意が適応となる薬剤師会所属施設の一覧を年度開始時および所属施設変更時に国立病院機構広島西医療センター薬剤部に提出し、所属施設には本合意書の複写と FAX 連絡用の所定の様式を配布すること
8. 本運用適応期間中においては「通常の保険診療で認められている調剤時の後発品への変更」については FAX 連絡を不要とし、お薬手帳に変更内容がわかるように記載すること
9. 開始時期：2019年4月1日より開始とする
10. 承認内容の追加・変更・解除については必要時に国立病院機構広島西医療センターの薬事委員会で審議を行うものとする

以上

西暦 2019年 月 日

独立行政法人 国立病院機構広島西医療センター 印

西暦 2019年 月 日

大竹市薬剤師会 印